

千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会
議 事 録

日時：平成26年2月14日（金）

13時30分～

場所：京葉銀行文化プラザ6階「襷I」

目 次

1.	開会	1
2.	環境生活部長あいさつ	1
3.	廃棄物・リサイクル部会長あいさつ	3
4.	議事	4
	(1) 報告事項	
	ア 第8次千葉県廃棄物処理計画について	4
	① 千葉県における廃棄物の現状について	
	② 千葉県廃棄物処理計画の進捗状況について	
	(2) その他	16
5.	閉会	22

平成 25 年度 千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 議事録

日時：平成 26 年 2 月 14 日（金）

場所：京葉銀行文化プラザ 6 階「櫻 I」

【司会】 ただいまから平成 25 年度千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会を開催いたします。

本日は、委員総数 8 名に対し、8 名の委員の御出席をいただいております。出席者が過半数に達しておりますので、千葉県行政組織条例第 32 条の規定により、本日の会議が成立しておりますことを御報告いたします。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規定第 9 条及び第 10 条の規定によりまして、原則公開となっております。

本日の会議及び会議録につきましては、特段公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

開会に当たりまして、千葉県環境生活部 中島部長から御挨拶を申し上げます。

【中島環境生活部長】 皆さま、こんにちは。千葉県の環境生活部長の中島でございます。開会に察しまして一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

本日は大変お寒いなか、また悪天候のなか、各委員の皆さま方には当部会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。この部会におきましては、廃棄物処理ですとか、資源循環の推進に係る重要事項について皆さま方に御審議をいただいているものであります。

本県では、これまで市町村や民間事業者の方々とともに資源循環型社会への転換を図るために、いわゆる 3R の推進でありますとか、廃棄物の適正処理に向けて、監視や指導に取り組んでまいったところでございます。

現在は、平成 27 年度を目標年度といたします、第 8 次の「千葉県廃棄物処理計画」に基づきまして、目標数字を定めた上で、資源循環型社会への転換の更なる推進を図るために、適正処理の確保に向けて、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

昨年の 10 月には、新しい総合計画でございます「新 輝け！ちば元気プラン」を策定いたしました。この計画におきましては、資源循環型社会への構築を重点施策の 1 つとして位置付けておりまして、廃棄物の減量化ですとか、再資源化を推進し、「もの」を大切にする社会の構築、あるいは産業廃棄物の

適正処理に向けた取り組みを、より一層推進したいと考えてございます。

本日の議題といたしましては、先に申し上げました第8次の処理計画における廃棄物の現状ですとか、進捗状況などについて、御報告をさせていただきたいと思っております。

委員の皆さま方におかれましては、当部会の御議論を通じまして、計画に係る施策の推進や、あるいは廃棄物行政の課題などに関しまして、忌憚のない御意見や御提案をいただければ幸いと思っております。どうか本日はよろしく申し上げます。

【司会】 本日は、平成25年7月に環境審議会の委員の改選が行われてから初めての部会の開催となります。

委員の改選後も当部会においては、部会の委員に変更はありませんが、議事に先立ちまして、事務局から当部会の委員の皆様を御紹介いたします。

廃棄物・リサイクル部会の部会長の瀧 和夫委員でございます。

亀田 郁夫委員でございます。

宮脇 健太郎委員でございます。

横山 道子委員でございます。

飯田 和子委員でございます。

井上 健治委員でございます。

小関 常雄委員でございます。

杉田 昭義委員でございます。

【司会】 以上の8名の皆さまで当部会での御審議等をいただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、本日出席している主な県職員を御紹介いたします。

中島環境生活部長でございます。

飯田環境対策監でございます。

玉田資源循環推進課長でございます。

石渡廃棄物指導課長でございます。

松尾資源循環推進課副課長兼資源循環企画室長でございます。

平川資源循環推進課 バイオマスプロジェクトチーム主幹でございます。

上林資源循環推進課 事業推進班長でございます。

森廃棄物指導課副課長兼指導企画室長でございます。

【司会】 会議に入ります前に、ここで本日の資料の確認をさせていただきます。配布させていただきました資料一覧により、確認させていただきたいと思っております。

資料1「千葉県における廃棄物の現状」

資料2-1「第8次千葉県廃棄物処理計画の進捗状況について」

資料2-2「千葉県廃棄物処理計画（平成23年度、平成24年度の各施策の取り組み状況）」

資料3「第9次廃棄物処理計画の策定について」

資料4「(仮称)千葉県ヤード設置適正化条例」(素案)

参考資料「千葉県廃棄物処理計画（概要版）」

以上でございますが、よろしいでしょうか。

これより議題の御審議をお願いいたします。議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定によりまして、瀧 部会長にお願いしたいと思っております。

瀧 部会長、よろしく申し上げます。

【瀧 部会長】 ただいまから千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会の議事に入りたいと思っております。

議事に先立ち、委員改選後初めての部会となりますので、部会長として一言御挨拶させていただきます。

先ほど、お話いただいたように、今年の7月に環境審議会の委員改選が行われました。廃棄物・リサイクル部会においては委員改選後も変更なしと、ということで、本日お集まりいただきました8名の委員の方々に、今後進めていくことになりました。また引き続きまして、私が部会長としてここに就任することとなりましたので、改めましてよろしく申し上げます。

この部会は、千葉県の環境審議会を構成する一つの部会として、廃棄物処理、それから資源循環推進に関するキーとなる事項を審議する、そういう会と位置付けられております。本日は御案内のとおり千葉県における資源循環型社会の構築、それから適正処理の確保に向けた基本的な計画である「千葉県廃棄物処理計画」一番最後の資料にありますような事柄について、この進捗状況などについて御報告を受けることになっております。

この計画というのは千葉県における廃棄物政策の根幹をなす計画であり、その着実な実行が求められているところであります。計画に定められている目標の達成に向け、委員の皆様の忌憚のない御意見、御指摘などをいただき、進めていきたいと思っております。よりよい計画になっていくような形に進めていきたいと思っております。

会議時間も限りがありますので、皆様の御協力よろしく申し上げます。

では、早速ですけれども、本日の議事に入っていきたいと思っております。本日の議事を進める前に、議事録署名人を決めさせていただきたいと思っております。宮脇委員、それから小関委員お願いできますでしょうか。よろしいですか。

よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。まず報告事項が1件となっております。本日の議事事項の1件であります「ア 第8次千葉県廃棄物処理計画について」これを議題としたいと思っております。この計画の議題については、中身が「①千葉県における廃棄物の現状について」という事柄と「②千葉県廃棄物処理計画の進捗状況について」と、この2つがありまして、この2つは非常に関連をもっておりますので、一括して御説明をお願いしたいと思います。事務局、よろしく申し上げます。

【松尾副課長】 事務局から一括して報告事項、第8次千葉県廃棄物処理計画についての「千葉県における廃棄物の現状について」及び「千葉県廃棄物処理計画の進捗状況について」御報告させていただきます。

はじめに資料の最後に「千葉県廃棄物処理計画（概要版）」がございます。この廃棄物処理計画でございますが、既に御承知のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、「県は国の基本方針に則し、県の区域内における廃棄物の現況、その他その適正な処理に関する計画を定めなければならない」とされております。それで、県では国が定めております、基本方針並びに千葉県の総合計画、千葉県環境基本計画これらを基に廃棄物処理計画を定め、廃棄物を取り巻く諸問題へ対処を図りながら「もの」を大切にしていって持続可能な資源循環型社会への転換を一層進めるものとしております。

この計画につきましては、平成23年3月に定めたものでございますが、平成27年度を目標年度としております。従前はこの処理計画の進行管理につきまして、千葉県廃棄物対策推進会議というのがございました。これが2年前ですか、行革によりまして会議が廃止になりましたので、その後をこの部会が引き継いで進捗の管理を行うということになっております。本日は、進行管理ということで、現状及び進捗状況を御報告させていただきます。

お手元の、先ほどの参考、処理計画の5ページをお開きいただければと思います。こちらにこの処理計画の4つの基本方針が示されております。「『3Rの推進』及び『適正処理の推進』を基本とした上で、県民・民間団体、事業者、行政等のパートナーシップにより、“もの”を大切にする持続可能な資源循環型社会への転換をさらに進めます」。

2つ目としまして、「“もの”が製造されてから使用、廃棄に至るまでのライフサイクルすべての段階において、低炭素社会の形成に向けた取り組みにも配慮しつつ、環境への負荷の低減を図るため、各主体がそれぞれの役割を円滑に果たせるような施策とします。」

3つ目といたしまして、「依然として高い水準にある廃棄物の排出量や根絶に至らない不法投棄の問題など、本県を取り巻く廃棄物に係る問題と課題を

踏まえた実効性のある施策を実施します。」

4つ目といたしまして、「これらを踏まえ、施策体系を“もの”のライフサイクルの流れに沿って整理した上で、各種施策を展開します。」という4つの基本方針を定めておりまして、資料の6ページに、一般廃棄物、産業廃棄物それぞれ目標値を定めております。この目標値、一般廃棄物においては、ごみの排出量、「平成27年度までに220万トン以下にいたします。また一人1日あたりにしますと960グラム以下にします。」、「一般廃棄物の再生利用率を30パーセント以上にします。」、「一般廃棄物の最終処分量を13万トン以下にします。」という一般廃棄物の3つの目標を掲げております。

また、産業廃棄物における目標といたしまして、同じく排出量につきましては、平成27年度までに「2,400万トン以下」、再生利用率については「61パーセント以上」、最終処分量につきましては「61万トン以下にします」という目標を掲げまして、資料の7ページ以降に展開する施策を掲げさせていただいております。

お手元に資料1「千葉県における廃棄物の現状」という資料がございます。それと資料2-1「第8次千葉県廃棄物処理計画の進捗状況」これを使いまして現状と進捗状況について説明させていただきます。

まず、資料1の1ページ目、千葉県における廃棄物の現状といたしまして、上に一般廃棄物の現状が表にまとめられております。下に産業廃棄物の現状をまとめております。一般廃棄物につきましては、総排出量を目標年度、平成27年度に220万トン以下にしますというものですが、平成24年度には、219万トンと目標とほぼ同等の数字となっております。また一人1日当たりのごみの排出量、先ほどの219万トンを人口で割り戻したものでございますが、平成24年度976グラムと、目標の平成27年度の960グラムには、あと16グラム努力しなければならないという状況になっております。

再資源化につきましては、平成27年度に66万トン以上再資源化させるという目標でございますが、平成24年度には51万トンという結果になっております。これは、この目標設定するにあたり、定めまして平成20年度の基準年よりも逆に下がってしまった状況になっております。再資源化率につきましては30パーセント以上という目標に対して平成24年度は23.4パーセントという状況でございました。

2ページでございますが、1つ目、上に「ごみの総排出量と一人1日当たりのごみ排出量の推移」というグラフがあると思います。青い棒グラフの部分がごみの排出量でございまして、概ねここ数年は220万トン前後で推移しております。一人1日当たりのごみ排出量につきましては、目標年度の960グラムに対して977グラム前後で、ちょっと動きが緩やかになっております。

ごみの排出量があまり変わっていないので、人口が増えていきますと一人1日当たりのごみ排出量は減っていくのですが、平成27年度の960グラムという目標を設定した時の人口は626万人程度になるだろうという推計のもとで作られておりました、人口が伸びていないことから、なかなか伸びていない状況になっております。人口が伸びていないのであれば、逆に平成27年度の一人960グラムを達成させるためには、いまの220万トンという排出量をより一層削減させなければならないという状況となっております。

次に産業廃棄物でございますけれども、1ページの方にお戻りいただきまして、平成27年度の総排出量の目標値が2,400万トン以下でございますが、平成24年度2,238万トンで、既に目標を下回っております。平成21年、平成22年、平成23年と御覧になっていただいておりますように、ずっと目標より低い値で推移しております。

また、再資源化量は、平成27年度に1,464万トン以上にするということでございますが、平成24年度は1,341万トンで、目標値より150万トン程度少ない値で推移しております。再資源化の率でございますが、27年度61パーセント以上でございますが、おおむね60パーセント前後で推移しており、平成24年度は59.9パーセントという状況でございます。

最終処分量でございますが、平成27年度に61万トン以下という目標に対し、平成24年度は45万9千トンと、既に4分の3ぐらいの値になっております。全体的に40万トン台で推移しております。ただ産業廃棄物につきましては、一般廃棄物もそうでございますが、特に社会情勢、経済情勢などの変化に伴いまして、事業活動が大きく影響を受けることから、この状態を続けるためには今まで以上の施策の展開が必要になってくるのではないかと考えられます。

資料1の4ページの上の再資源化量の推移というバーグラフを御覧いただければと思います。これは一般廃棄物でございますけれども、再資源化量がなかなか変化していないというなかで、上から2つ目の黄色いところ、これが焼却施設からの資源化量を表しているところでございます。焼却施設からの資源化量ということで、焼却灰のセメント原料ですとか、スラグ化ですとか、そういうものに使われている部分がこの部分で表されていますが、平成22年度から、だんだん平成24年度に向けて量が減っております。ほかにも全体的に減っているものですから、焼却施設からの資源化量の部分だけ、率が大きく減少している状況でございます。この焼却施設からのスラグですとか、エコセメントとかというものに対する利用量が少なくなっていることが要因と思われまして、1枚めくっていただき、5ページの上の最終処分の状況というバーグラフがございまして、こちらを御覧になっていただきますと、平成22

年度から最終処分量が全体的に増えていますが、特に青い色で示しております焼却残渣、この埋立量が増えてきております。これは再資源化のところで焼却施設からの再資源化量が減っている分が、こちらに移行しているのではないかと思います。状況につきましては、いまのような状況でございます。

資料の 2-1 に 1 ページ、2 ページと番号が振ってあると思いますが、その次に（参考）と書いた横長のものがあります。この横長の表、「千葉県内の市町村等一般廃棄物焼却施設における余熱利用の状況」というものでございますが、昨年度のこの部会におきまして、一般廃棄物の再資源化について、マテリアルとして再資源化されたものについては、評価をされていますが、焼却された際に出る熱に対しては、どのように評価しているのかと御指摘があったと思います。私どもの方で、県内の市町村等のごみ焼却施設の熱量について情報がございましたので、簡単に整理させていただいたものでございます。

この表の上の方、1 番「県内焼却施設の整備状況」ということで、23 年度について簡単に説明させていただきますと、23 年度の総施設数で 46 施設、これは県内に一般廃棄物の市町村等が設置している焼却施設が 46 ありますということになります。その内、となりの余熱施設数ということでもって 39 でございますが、何らかの余熱を利用しているという焼却施設の数でございます。さらに右隣の発電施設数、18 でございますが、これは余熱利用している 39 施設のうち、18 施設でもって発電を行っているということを示しております。

下の方の「県内市町村焼却施設の余熱利用状況」でございますが、平成 23 年度のごみの総排出量ということで、約 220 万トンものごみが発生していて、その内、46 の焼却施設で 160 万トン焼却されております。この 160 万トン燃やしたうち、利用しているものが、量としては 150 万トンあまり利用しているということで、94 パーセント位が焼却施設で余熱を利用しているということになっております。この熱のうち、発電したものについて、総発電量を求めますと、上の表の右のところに 255,961 メガワットアワーとありますが、下の注のところに記載させていただいております、約 75,000 世帯分の年間電力使用量に相当するということで、千葉県で 75,000 世帯程度の団体は佐倉市とか浦安市、習志野市などと同程度の規模の自治体の 1 年間の電力を賄っているということになるかと思います。ここまで情報の整理をさせていただいたのですが、今後この数字をどう評価していくかということについては、今後の課題として検討させていただければと思っております。

次にお手元の資料 2-2「千葉県廃棄物処理計画（平成 23 年度、平成 24 年度の各施策の取組状況）」という横長の表があります。これは一般廃棄物、産業廃棄物ともに目標年度に向けて取組む施策、5 つの施策に対しまして 24 の項目がございます。これを 1 ページ、2 ページのところに概要を示させていただ

いております。本来これは5か年、27年度のときにどうだったかという評価を本来するべきものですが、24年度の単年度の取組みについて、各担当において進捗の状況を評価させていただいたものを「○」、「△」、「×」でつけさせていただきます。24年度におきましては、「×」は無く、「○」と「△」でございます。

23年度、24年度ともに「△」だという項目が、3つございました。これは、1ページ目の表の1番「資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進」という大きな項目の2番目「市町村との連携の強化」というのが2年続けて「△」になっております。これにつきましては、資料の4ページのところをお開きいただきますと詳細に記載させていただいております。一般廃棄物の処理そのものを市町村が行っていることから、市町村での一般廃棄物の処理ですとか、減量化・再資源化が円滑に進むよう県として情報提供や助言などを行いますということで、いろいろ細かいメニューを出させていただいております。24年度におきまして、市町村との意見交換ということでもって、県内5つのブロックに分けて、市の担当者との情報交換、あるいは相談をしてきております。また全部の市町村を一同に集めて研修会の開催をし、情報提供等させていただいております。このように取り組んでいますが、まだまだ完全ではないということで「△」にさせていただきます。

次に、大きな2番の「資源循環の基盤となる産業づくり」の1つ目として、「静脈産業の活性化」の項目が2年続けて「△」となっております。こちらにつきましては、資料の7ページのところに詳細に書かせていただいております。産業廃棄物の再生利用ですとか、そういったものが円滑に進められるように、既存の施設やインフラを活用したりサイクルの促進ということで掲げておりますが、実際には産業廃棄物協会が主催する研修会等へ講師として参加させていただいておるところでございますが、なかなか東日本大震災以降の放射能の問題によりまして、思うように再生利用が進まなかったり、公共工事等の減少による再生品の利用の減少といったことから、思うように事業を展開できなかったことから「△」とさせていただきます。

もう1つ、2年続けて「△」ということで、2ページの表で、大きな5番目「持続可能な資源循環型社会の構築に向けた仕組みづくり」、こちらの3番目「産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方についての検討」という項目がございます。こちらは資料の21ページをお開きいただきたいと思います。現在、県では一般財団法人千葉県まちづくり公社が運営しております最終処分場を富津市に有していますが、今後残余容量が不足することも想定されます。また、最終処分場の建設には長期間を要すること、また、昨今取りざた

されております巨大地震等の発生による大量な災害廃棄物の処理、こうい
たことを考えますと、今後公的な関与をした最終処分場等がどうなのかとい
うあり方について検討を行うということでございます。これにつきましては、
昨年度は 21 ページの右の方に書いてございますとおり、他の公的関与の処分
場の状況をホームページ等の情報で収集するにとどまったことから「△」と
なっております。ただ、これにつきましては今年度、全国の自治体に公共関
与の処分場の状況等の調査を現在実施しているところでございます。また一
部ではございますけれども、既に処分場を設置・運営しているところ、また
現在計画を進めている自治体に直接伺いまして情報の収集に努めております。
その結果等について今後整理し、検討を進めていきたいと思っております。
24 年度については、こういう状況ですので取組みとして「△」と評価させて
いただきました。細かい内容がいろいろとございますが、御覧になっていた
だければと思います。

以上で簡単でございますが、1 つ目の議題でございます「千葉県における
廃棄物の現状」と、「千葉県廃棄物処理計画の進捗状況について」御報告させ
ていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

【瀧 部会長】 いま事務局の方から御説明いただいた件について、皆さ
んの方から忌憚のない御意見、あるいは御質問等いただきたいと思いま
す。何かございませんでしょうか。

【宮脇委員】 再資源化量の推移についてということで、焼却灰が埋立て
に回っているというお話があったかと思うのですが、それは資源化されな
くなった焼却灰が県外等に最終処分されたということによろしいのでしょうか。
平成 22、23 年から、資料 1 の 5 ページ目になります。

平成 22 年、平成 23 年、平成 24 年と焼却残渣の埋立量が増えていることと、
その前のページの黄色いところ、資源化の部分が減少しているということ
をみると県外処分されていると考えてよろしいかと。

【松尾副課長】 焼却後の燃え殻等について、98,000 トン、88,000 トン、
77,000 トンとだいたい 10,000 トン程度ずつ減少し、最終処分の方が 124,000、
129,000、138,000 と増えていることで、つながる部分もあるのかというこ
とで御説明させていただいたところでございますが、それが実際に県外、県内
という部分については把握しておりませんので、そこまでは分からないと
ころでございます。

【宮脇委員】 その原因というのは、セメント資源化の工場が止まったと
いうことによろしいのでしょうか。

【玉田課長】 細かな分析というものは実はないのですが、県内です
と、市原にエコセメントの工場がございました。これが放射能を帯びた焼却

灰の関係で、いま停止しております。その関係で、今までそこに出していた市町村が出せなくなったということで、結局、その処理率が高くなっております。それと、平成23年くらいが多かったのですけれども、スラグ化したものについてもクリアランスレベルを超えてしまうものが出てしまうということで、結局、スラグ化したものについても埋立処分するしかなかったという状況がありました。県内、千葉県はホットスポットがございまして、その辺の影響によって、この資源化量が逆に中間処理施設からの資源化量が減っており、焼却残渣の埋立量が増えているというところと、おそらく連動するのかなということで分析させていただいております。

【井上委員】 本本当に市民の、市民的な御意見というか、質問で申し訳ないのですけれども、よく聞かれる話なんですけれども、一般の廃棄物のリサイクル率が23.4パーセントと、30パーセントを目標でなかなか届かないのですけれども、各市町村でも同じような状況なのですけれども、かたや産廃は59.9パーセントと60パーセントという言い方をよくするのですけれども、80パーセント、90パーセントがざら、というところもあるのですけれども、県としてこの数字の差はどう説明されているのでしょうか。

もうひとつ、先ほど余熱利用の焼却施設、54市町村があつて、46の施設があつて、39の施設が余熱利用されていて、その内18が発電されているのですけれども、地域に還元されているのはあるのでしょうか。例えばプールとか等で余熱利用されている場合もあるのですけれども、千葉市の新港などは、発電するためのプラズマ化ですか、プラズマ化するための発電設備だと思っているのですけれども、そういう形で、この辺ざつとでよいのですけれども、今日資料をお持ちでしたら、お知らせ願いたいのですけれども。

【松尾副課長】 余熱利用につきまして、発電以外のものでは、場内の温水ですとか、場内・場外の温水利用、要するにプールとかに使われているものが多いところとございます。一部熱供給しているものもあつたかと思いません。発電につきましては、場内で利用しているものもあるわけですが、売電している施設も相当ございます。3分の2、あるいは4分の3近くの施設については売電を実施しております。

それと、一般廃棄物と産業廃棄物のリサイクル率の差について、特に両方並べて比較、検討しているというようなことはないのですけれども、産業廃棄物につきましては、原料ですとか原材料に使われたり、商品として使われたり、かなりの率が使われているわけです。一般廃棄物につきましては、先ほどの焼却の話もございしますが、金属回収ですとか、集団回収ですとかそういったもの、生ごみ等の収集が主ですから、どうしても全体としては率が下がらざるを得ないのかなと思っております。

【井上委員】 マニアックな質問で申し訳ないのですがけれども、例えば、(徳島県)上勝町は有価物として売ってますよね。ある程度のもの、お金がない行政なのですからけれども、そういうプランが何か出ていないのかなと。これまでみてもリサイクル率は変わってこないし、各市町村も同じような形で、プランを持っていないのですね。ですからその辺、県としてリーダーシップをとっていただいて、また違う方法で、乱暴な言い方をすると、「全部産廃に回せばいいのではないか」、という方も市民の方でいらっしゃいます。ですから、いまいただいた答えでは、たぶん市民は納得しないのかなと、そういう感じがします。すみません、参考までに。ありがとうございました。

【松尾副課長】 ありがとうございます。処理計画、5か年計画のちょうど真ん中の年でございますので、もう2年残っております。今後の展開のために、今後とも御教示いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

【杉田委員】 私の方からは要望をさせていただきたい。私たち処理業界といたしまして、先ほど御説明のありましたように、千葉県の廃棄物処理計画の取組みの状況のうち、公的関与の処分場のあり方について、切実な問題になっています。東日本大震災や放射能の影響もありまして、処分場が非常に不足しています。県内の処分場は非常に残存容量が少ないので、他県の業者へ処分をお願いするというのが現実で、処分先の確保は切羽詰まった問題です。一方、公的関与の処分場は、県とすれば、富津とか過去にありましたが、なかなか上手くいっている事例が少ないと思います。また、市町村は、一般廃棄物の処分場を自らの責任で造っておりますので、今後は市町村と上手く連携を図りながら、公的関与の処分場のあり方などを検討するのも一つの手法と考えております。また、私どもにとって、一番の問題は、不法投棄が無くなっていないことで、千葉県も大変困っていることと思います。そこで、不法投棄を撲滅するための対策を強化するとか、思い切った施策を取っていかないと、不法投棄はなかなか無くならず、県民の不安を払拭するのは難しいと思います。処分場を造っていくということは県民の理解が不可欠ですし、理解を得るのは難しいと思うので、公的関与の処分場のあり方について、先ほど言われた通り時間のかかることでもありますので、中・長期的に見ていただいて、思い切った施策を講じていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【瀧 部会長】 事務局の方から何か今こんなことを考えていますとか、検討の途上であるとか、そういうものがございませうでしょうか。

【松尾副課長】 公的関与の処分場につきまして、先ほど御説明させていただきましたように、現在全国の状況を整理しているところでございます。上手くいっているところ、あるいは問題があつて挫折したところと、いろいろ

ろこれから出てくるのだと思いますので、そういうものを整理した上で委員等の、協会の方々にもまた御意見を伺いながら今後整理させていただきたいと考えております。その際は一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

【小関委員】 私もですね公的関与のあり方について、ここの項目で御質問させていただきたいんですが、ただ今調査中という事ですがお話ししていただける範囲でですね、全国の、現在検討中の自治体がおありだという事をお聞きしましたが、どういうところが検討されておられるのか教えていただければと思ひます。

【松尾副課長】 現在検討中というところにつきましては、栃木県が検討しているということで、実際に職員が栃木県に伺ひまして内容等勉強させていただいてきたところでございます。

【飯田委員】 主婦の立場からですが「ちば食べ切りエコスタイル」の運動の展開という事で、きっと残菜か何かだと思ひなのですけれども、どのような方法で取組んでおられるのか、もし取組められれば私たちもしたいと思つたのですが、お伺ひさせていただきます。

【上林事業推進班長】 食べ切りエコスタイルにつきましては、これまで啓発活動を中心に行つてきておりまして、今後も引き続き啓発活動は行つていくという形をとつているところでございます。

【飯田委員】 どのような方法でしたらよろしいのかお伺ひしたいです。

【上林 事業推進班長】 資料2-2の3ページを御覧いただければと思ひます。ここに食べ切りエコスタイルの「協力登録者」というのがありまして、協力店の方を登録させていただいております。具体的には平成21年12月からモデル事業といたしまして、県内飲食店、約300店舗の協力をいただき、食べ切りにつながる、例えば小盛りのメニューを設定していただくですとか、持ち帰りをしていただくとか、そういった協力をしていただくという取組みを行つております。それから民間実験といたしまして、千葉大学の協力を得て、持ち帰りの、ドギーバックの利用実験を実施いたしました。

それから年末年始に宴会などが増えることから県民団体への声かけの依頼ですとか、宴会時の食べ残しの削減の協力を依頼、そういった取組を行つたところでありまして。ある程度その食べ切りの方は意識の方も高まって普及の方は進んでいるというように認識しておりますけれども、啓発の方は今後もこれから引き続き行つていくということで取り組んでいるところです。

【飯田委員】 分かりました。

【玉田課長】 少し補足させていただきます。おそらく実際の御家庭でどうされるのかというところが今委員からの御質問の主旨かなと思ひます。

先ほどの3ページでございます23年度は「エコスタイルクッキング」とい

うことで、なるべくごみを出さない、ごみを出さないというのはおかしいですけれども、料理をどうしたらいいとか、あるいは冷蔵庫の中の残っているものを、いかに活用するかというような、そういう講座ということをやらせていただいております。24年度・25年度はやっていないのですけれども、それぞれ例えば民間の団体とかで、そういうことの講座を開いたりとかという例もございます。これからになりますけれども、御家庭の中でいかに食品の残渣を出さないようにするか、というようなことについて、少し県の方でも紹介できるようなものを、例えばリンク、県のホームページから、依頼する団体に御紹介いただいてリンクを貼るとか、そういうようなこともしていきたいと思っております。

それから3Rの関係でテーマ募集という事を昨年やらさせていただきました。その中の一つの案として出てきたのがビン詰（食品）とかについて、いつ開封したのかを記載するという事で、3R、特にリデュースを進めようという案もありまして、それについては、いまホームページで御紹介しているところがございます。例えばそういうことでいったん開けたものについて捨てないでなるべく使いきるというようなこともございますので、食べ切りも含めて、広くそのごみの減量化ということの中で合わせて紹介していければなと思っておりますので、今委員からも御提案いただきましたので、今年度、来年度の事業展開の中で少し県民の方へのアイデアというような提供できるようなものを少し考えていきたいと思っております。

【飯田委員】 実は、持ち帰りはなかなか難しいと思います。季節にもよるかと思いますが、食中毒、ノロウイルス等が考えられ、お店屋では、「なるべく持ちかえらないでください」と言われたこともございました。

エコスタイルということは、長野県の人から聞いたことはありましたが、どうするのだろうとその時思いました。せめてお店でご飯の量を「少しにしてください」というのは言えるぐらいです。

物がたくさんあると、使い切りも必要ですが、その場所、地域であった方法を考え生ごみを出さない工夫が必要かと思えます。またバイキング等でも自分で食べきれ的分だけ持ってくるように啓発していきたいです。ありがとうございました。

【杉田委員】 それに関して発言よろしいでしょうか。いま国の方も食品ロスの削減に関しては見直しを検討されているところです。これは、逆に言うと、ごみを減らす前に、無駄なものを買わないということも非常に大切だと思います。まだこれからの若い家族とか、結婚されていく方がいらっしますから、その方々が、例えばごみは一週間分だとかのくらい、こういうものを買うとこれぐらい、という目安が必要です。そういう目安を示して、そ

れをもって買うようになれば、無駄なものを買うのが減ると、食品ロスが減って、料理する前に捨てるものが無くなっていくという形が多いそうです。事例として、例えば三人家族だったらこのくらいが目安ですよとか、四人家族だったらこのくらいが目安ですよ、というのを事例で写真等で示してあげると、非常に分かりやすいと言っていましたので、少し実態を把握した後に、事例を掲示してあげると分かりやすいと思います。よろしく願いいたします。

【横山委員】 いま杉田委員から提案がありました。私も具体的に提示することに賛成です。震災以降、焼却灰の放射能濃度がかなり高くなっており、焼却灰の再利用というのはなかなか難しい状況にあるなかで、再生利用率の目標値を27年度に30パーセントということクリアするのはかなり難しい状況にあるのではないかなと思います。そこで具体的には市町村の取組がメインになってくるのかなと思いますが、県といたしましてもごみを出さない生活ということ一人一人が具体的に分かるように市町村とともに提案し、ごみ減量を実現していくことが必要になるのではないかなと思います。ご検討いただきたくよろしく願いいたします。

【瀧 部会長】 いかがですか、県の方は。

【玉田課長】 いま伺いましたこと、確かになかなか再資源化の率はともかく量の方というのは、ごみが減ってくれば当然資源化の量も減ってくるのかなと思っております。今年は事業系の一般廃棄物の状況がどうかということで調査をかけております。それから後ほど御説明しますけれども次期の第9次の廃棄物処理計画、これについては28年度スタートとなりますので、来年度からその関係についての検討を始めようと考えております。当然出来るものは翌年度からやっていくわけですがけれども時間がかかるもの、あるいは計画的にやるものについてはそういう計画の中でも、いま御意見いただいた部分について考えていきたいなと思っております。またその際に調査状況、検討状況について審議会の方で御意見をいただこうと思っております。その際にまたそれを御覧いただいて、御意見いただければというように思いますのでよろしく願いいたします。

【瀧 部会長】 一般廃棄物の再資源化率30パーセントという目標がありますが、これは30パーセントを超えるというのはありえないと、そういう見方でよろしいでしょうか。

【玉田課長】 市町村によっては30パーセントを超えているところもございますので、逆にそういうところがどう取り組んでいるのかと、ただ27年度までに出来るかどうかというのは、実際のところ少し難しいかなというのはございますが、前計画では35パーセントを目標にしておりました。実際との乖

離が10パーセント以上あるという事でこの計画、現計画では30パーセントと目標を落としてあります。資料の中にございますように国の方を見ても20パーセントくらいまではグッと上がってきているんですね。その後やはり横ばいという事で、やはり何か少し考えないと資源化率は横山委員のおっしゃったように上がっていかないのかなというところもございますので、各市町村のその関係の調査等も来年かけていく中で、実際に30パーセント超えているようなところもないわけではございませぬので、そういうところがどういう取組みをしているのかというところもやはり施策を考える上での検討材料ということで、計画の目標でございますので、それを目指しては頑張っていきたいと思ひます。

【瀧 部会長】 再利用率のパーセンテージを上げるということと、それから各家庭から出てくるごみの量を減らすということは、また別ですので、その両方が同時に出来れば非常に良い訳で、ただあの30パーセントまあ35パーセントですか、少なくとも40パーセント以上はもうどう転んでも出来なひんだと、これが限界だというようなことであれば、それ以外のところにその努力の視点を換えていく必要があるのではないかなと思ひます。そのあたり少し検討してみていただきたいと思ひます。次期の第9次の方にそういうものが反映出来るようにしていただければと思ひております。

【玉田課長】 いま御意見いただきました第9次の計画を作る中で、そういう形も合わせて検討して、また状況については御報告したいと思ひております。

【瀧 部会長】 この30パーセントの再利用率というのは、最近いろんな方法が出てきているようで、例えばし尿処理場に一般の家庭から出てくる生ごみを入れて、メタン発酵を促進させるという、そういうような方法をとったりして、これが再利用になるのかどうか、定義として再利用という定義として当てはまるかどうかは別として、いろんな試みが出てきてますので、そういうところも含めて、第9次の計画の中に少しずつ芽が出ていくような、そういう形に持っていつてもらいたいと思ひております。それからもう一つ、啓蒙という観点がありますが、県の方には環境学習というセクションがございますよね。そのところと廃棄物の部会の持っている啓蒙というものを連携させるような、そういう事は出来なひものではないでしょうか。千葉県民の環境意識というのを植え付けるのが県の行う環境学習の大きな目的ではないかと、というようなお話をさせていただいているのですけれども、いまこの廃棄物については、そのあたりを啓蒙していく、あるいは学習してもらおうというのが千葉県民らしい県民をつくるということにつながっていくのではないかなと思ひます。是非ともそのあたりの連携をとつておいていただきたいと思ひ

ます。

【井上委員】 関連したことで、私は千葉県環境学習アドバイザーで廃棄物担当をさせてもらっていますが、先週雪の中、旭市に行ってきたのですけれども、たまたま市長さんが聞いておられたんですね。衛生環境大会だと思うのですけれども、子どもたちの標語があつての感じで、そこでも町づくりなんですよ。ずっと思つてお伝えしていることもそうなのですけれども、廃棄物だけ資源循環推進だけではないと思うのです。どんな人でも必ずごみを出しちゃうんですよ。いま千葉市でもマンション一棟とかや磯辺地区などでも、限界集落が起こっているわけです。これからは間違いなくこれからどんどん高齢社会になっていくのです。そうするとこれが結局防災それから福祉、介護と含めた状態で、ごみの減量が展開できれば一番いいことなんです。そういう仕組み作りをやるとしたら市町村では絶対無理なんです。いろいろなものがあつて。本当は国がやれば一番いいんでしょうけれども、やっぱり県がその辺をコーディネートされたら、市町村でいろんなやり方があります。例えば野田なんかもすごくいい方法で一般廃棄物を集めている。東金は有価物を上手く集めてます。そういう方式を上手く取り入れて、シャッフルっていったらおかしいですけど、それを含めて、災害で旭は三年前に十数万トンありましたけれども、それらを含めてトータル的に住民生活と考える中で何かこう9次の下地を作るような形が出来ればいいのではないかなと思います。

【瀧 部会長】 ありがとうございます。皆さんの御意見もだいたい出尽くしたようですので、この議題についてはこれで終わりにしたいと思います。では次の議題として、議題の2、その他に入りたいと思います。事務局から何かございますでしょうか。

【松尾副課長】 事務局から次期廃棄物処理計画の策定について、資料の3で御説明させていただきたいと思います。この処理計画が27年度で終わるわけで、それ以降の処理計画の準備に入りたいということで、お手元の資料にございますとおり、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画するものとして、平成25年度の実態について来年度調査を予定しております。県内に約20数万の事業所があると思いますが、そのうち5パーセント程度になるかと思いますが抽出いたしましてアンケート調査を実施し、県内の事業所から発生します廃棄物の量・質、その廃棄物の動き、さらに一般廃棄物の状況について市町村の実態調査の結果等、こういったデータを来年度早い時期から収集に取り掛かりたいと思っております。その内容について取りまとめた内容につきまして32年度の将来推計、さらにはどのように進めたらよいかという解析、ここまでを計画しております。

平成27年度につきましては、この計画の将来推計、解析の結果をもとに新

たな処理計画の策定ということで、目標数値の検討ですとか施策の検討こう
いったことを私どもの方で準備いたしまして、夏過ぎくらいには骨子の案を
作成したいと考えております。その段階で皆様の方にお諮りさせていただき
まして、御意見を伺いながら計画案を作っていくたいと。秋ごろにまたその
案についてパブリックコメントを実施するとともに皆様方にお示ししまして
御意見を伺っていくたいと思っております。ちょうど平成28年度2月頃にな
りますか、このような場でもって最終案について御審議いただきまして策定
していくたいと考えているところでございます。27年度につきましては皆様
に何度となく御意見を伺うような形になるかと思えます。また26年度の調査
については年度の早い時期から実施したいと思っておりますので、こういう
項目について確認した方がいいというような御意見・御指導ございましたら
よろしくお願ひしたいと思っております。このような形で進めさせていただ
きたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

【瀧 部会長】 いま事務局から第9次の廃棄物処理計画の策定のタイムス
ケジュールをお示しいただきました。このようなタイムスケジュールで、環
境審議会のこの部会がここにあげたような形で関与していくというようなお
話だと思えます。何か御意見ございますでしょうか。まずタイムスケジュー
ルについて、良い悪いというようなものを諮るようなものではありませんで
しょうが。よろしいですか。こういうタイムスケジュールで動くにあたって
何か内容的に御意見、あるいは名案などございましたらお聞かせいただきた
いというような事務局の方のお話ですので、どのようなことでもよろし
いですから、よろしくお願ひします。

【宮脇委員】 ちょっと質問よろしいですか。調査の関係で平成26年度に事
業所が5パーセントくらいアンケート調査ということだったんですが、自治
体は全数調査をされる。計画ですと一般廃棄物も産業廃棄物も両方されると
いうことですのでけれども自治体は全数調査ですか。

【松尾副課長】 はい。市町村等につきましては毎年度一般廃棄物の処理の
状況について調査を行っておりますので、そのデータをさらに深く読み込ん
でいきたいと思っております。

【宮脇委員】 そうすると…、

【松尾副課長】 市町村については全数調査ということになります。

【宮脇委員】 先ほどいくつか御意見が委員の方から出ておりましたので、
通常のデータとして数量が上がっていると、数量だけでなく実際に具体的な
取組みの事例とかもその時の調査で、例えば逆に自治体へのアンケートなど
をすとかですね、そういう事を合わせてやっていただくと二度手間になら
なくていいのではないかなと思っております。先ほどいくつかありましたり

サイクル率の高い自治体については取組み事例を調べてもいいのではないかと、とかいう話もあったのですが、逆にリサイクル率とか再資源化率が低い自治体もあるとそういうところについて詳細に…、いいところだけでなくいろいろな幅をもって調べてみれば、せっかく全数でこうやってデータをとっていかれるということであれば全部の自治体で、ちょっと大変かも知れないのですが可能であればやられたらいいのではないかなと思っています。

【松尾副課長】 ありがとうございます。毎年やっている調査にいくつかの項目をプラスしていけば、一遍に済むということだと思いますので十分に検討させていただきたいと思います。

【瀧 部会長】 他に何かございますか。

【井上委員】 先ほどの続きになるのですが、施策のなかの3番のなかで『「知識から実践」を定着させる環境学習』、これまさしくうちの団体もこれを2年ほど前からやっているのですね。座学とか講座では人は動かないので、なにか楽しいことをさせればいいのではないかなということで、県にも千葉市にもプログラムを提出しているのですが、体験型の学習ですね。これをやっていく中でどうしても問題になってくるのが、小さな団体だけでは無理なので、市民にそういうスキルアップをさせて教育をして、そういうことが出来る方をどんどん増やせないかなというのが私の会であるのですね。そういう形の下地を県の方で作っていただいて、私も関わっている議論ですが、レジエコのエコスタイルは、人口600万人でたかだか2万人か3万人くらいの登録しかないのですね。こういうものも上手く活用していただいて、まあいいとは言わないですけど温暖化推進委員みたいに400人、500人規模のそういう地域のごみ減量委員というのですかね、現在の環境学習アドバイザーという制度は環境政策課がやってまして、資源循環にもそういう立場の方がいてもいいのではないかなと、要するにごみ減量を推進していくのも伝えていくと。これ市町村も実は困っているのです、すごく。ですからそういうものを取りまとめして、いま結構市民は動きたがっているのです、実は。ですからそういうことを上手くリンクさせていけば、かなりの市民の100グラムって言い方するんですけど100グラム減量してください、卵2個分ですよ。それを「1日減量してください」と言えば皆さんうなずくわけですよ。それを実現出来れば先ほどの総量もどんと減っていきますし、いろんな意味で助かると思うんですよ。市町村もちろんプランを持っていないのですね、実は。ですから是非その辺連携をとっていただいて県でそういう方針なりそういう仕組み作りですね。地域に落とせるような仕組みづくりを作っていただければなど。願望です。

【瀧 部会長】 他の課との連携をとりながら、実際のごみ問題を少しでも

改善していくこういうことだろうと思います。ぜひともよろしく願います。他に何か。

【杉田委員】 私どもの業界も、いま来年度に向けての事業計画を作っている所です。県民を交えて行いたいこととして、私たちにとって排出事業者の方々が廃棄物というものをもっときちんと理解していただきたい。廃棄物といっても一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかも分からないという排出事業者がまだまだ多いと思うので、そういう普及啓発を千葉県や県民の皆さんと一緒に出来ればと考えております。千葉県もインターネットで廃棄物の法規制等を詳しく説明されているのですが、県のインターネットを見ている方がまだまだ少ないと思います。私たちも千葉県と連携して、県民講座とかの機会に廃棄物の規制等の周知を行ってはいますが、なかなか集まらなかったり、いろいろ事細かく説明しても理解していただけなかったりするのが現状です。私どももどのように排出事業者、特に零細企業に法規制等を周知させていくかという方法を模索しているところですが、(産業廃棄物の処理委託の) 契約書を交わさないといけないということを知らない方が多いのが現状です。処理委託契約するなら止めると、契約書を締結するのを怖がっているような排出事業者もいます。当然のことながら、私たちにとっては排出事業者には処理契約を締結していただかないと、法違反になってしまうので、法規制の周知の徹底は不可欠です。廃棄物の知識や経験がない排出事業者も多いので、千葉県の排出事業者に法規制等の周知を徹底するために、商工会などの業界団体と連携した方が良いとか、取り組み方を引き続き検討していきたいと思っております。また、千葉県におかれましても、繰り返し周知をやっていくような施策を考えていただければと思っております。よろしく願います。

【瀧 部会長】 よろしいでしょうか。その他の1つ目はこれで大体終わりにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。では、その他の2番目のヤード条例についてよろしく願います。

【森 副課長】 廃棄物指導課でございます。資料4「(仮称) 千葉県ヤード設置適正化条例」素案ということで、御説明させていただき、御意見いただければと思っておりますのでよろしく願います。この条例の素案を説明させていただく前に、簡単にヤードという言葉がなかなか耳慣れない方もいらっしゃると思いますので、まずイメージだけお伝えさせていただきます。簡単にいうと、工事現場みたいなところで鋼板で囲って中で作業をしている場所、これがヤードといったイメージを持っていたらと思うのですが、今回の場合はその中でも、自動車の解体とか、自動車部品を取り扱っているもの、それをこの条例の素案のなかではヤードと新たに定義しており

ます。なぜ条例を作ろうというようなことになってきたかという背景ですけれど、千葉県内にヤードという自動車の何らかの解体であるとか部品を扱っているというヤードというのが、県警の調べですと25年12月末現在473か所、約500か所近くあります。この数は全国一多いという状況です。地域別には、東関東の佐倉、四街道この沿線に全体の約7割が集中しているという状況がございます。ヤード自体は設置して悪いものでないのですが、実際にニュースなどで耳にする自動車盗ですとか、盗まれた車を止めようと思った人が轢かれて死亡して、盗まれた車がヤードという場所に運ばれて解体されるというような行為も行われており、犯罪の温床にもなっていると。さらに、実際にヤードに行ってみますとエンジンが保管され、それを直接、地面に置いているので、油漏れがしているという状況もあります。こういった状況を何とかしなくてはいけないということがございまして、今回「千葉県ヤード設置適正化条例（素案）」を取りまとめましたので、御説明させていただきたいと思っております。

まず目的ですけれども、ヤードにおける自動車の解体及び自動車の主要な部品の保管の適正化を図るということで、生活環境保全上の支障、さらには自動車の主要な部品の保管等に係る不法な行為を未然の防止を図り、もって県民生活の安全の確保に資するということを目的としたいと考えてございます。

繰り返しになりますけれども、次に、ヤードの定義になるのですが、先ほど申し上げたとおり、周囲が鋼板等によって囲われているということと、その中で今回の場合は自動車の解体及び自動車の主要な部品の保管を行っている施設ということで、ヤードをこの条例の素案の中で定義させていただいております。そういったヤードに対してどのような規制をかけるのかというのが、4番目以降のところですが、まず届出制を採用しようと考えてございます。ヤードにおいて自動車の解体等を行う者は、氏名であるとか所在地、概要などについて知事に届け出てくださいというような仕組みをつくらうと考えております。

続きまして、具体的にどのような措置をとるかということについては、2ページ目以降を御覧いただきたいのですが、さきほど申し上げましたとおり、エンジンなどは地面に、そのまま何の対応も取られずに置かれているという状況がございますので、廃油等の地下浸透の防止及び何らかの流出防止のための何らかの措置をとっていただこうと、具体的には今後決めていくことになるのですが、コンクリート床とか油水分離槽をつけるとかという形で、自動車リサイクル法に準じたものを考えております。

あともう1点、不法な行為ということで、それを防止するために適正な取

引の確保ということで、6番目に挙げてありますけれども、帳簿をつけていた
だこうということを、考えております。

さらに、報告の徴収ということで、8番目に条例の施行に必要な限度におい
て解体等行う者、さらに疑いのある者に対して、ヤードにおける行為に対し
て必要な報告を求めることができるというような仕組みをつくりたいと考
えてございます。

その次が立入検査ということで、いままでは自動車部品の保管をしている
ということであれば、何の法律の網もかかりませんでした。が、さきほど申し
あげた状況でございますので、この条例のなかで立入検査をできるという規
定を設けまして、そういった行為を行っているヤード、さらにはその疑いの
あるヤードに対して立入検査をできる、さらに必要があれば警察官の援助を
求めることができるという規定も考えてございます。職員の安全ということ
も配慮していきたいと考えてございまして、必要に応じて警察官の援助、警
察官と一緒に入ることも考えています。ただし、あくまで行政的な目的の条
例でございますので、犯罪捜査を目的に立ち入りを行うことはないというこ
とで考えてございます。

さらに、そういった規制、届出とか、廃油の地下浸透の防止、あるいは帳
簿の記載というような義務を課しますので、それに従わない場合は勧告、命
令という罰則という形をとって、最終的にそれに従わない場合は、罰則とい
うことを考えてございまして、罰則については、3ページ目の方に移るの
ですけれども、14番のところ、報告をせず虚偽の報告をしたものとか、立入
検査を拒み、妨げ、又は忌避した者、さらに条例に基づく命令に違反した者、
これについては罰則をかけていこうということを考えております。

罰則もかけるということもございまして、この条例全体について最終的
には検察庁との協議を行いまして、それが終わった段階で県議会の方へ上程
させていただくことを考えてございます。ただ検察庁との協議がどのくらい
かかるのか分かりませんので、私どもとしては、それが終わり次第できる限
り早期に県議会に提案させていただきたいと考えております。前後しますけ
ども、ヤードの中で自動車の保管とか解体を行っているものに対して届出を
させるのですけれども、実際、土地を貸している人もいますので、土地所有
者の責務、さらには、ここはなかなか分かりにくいところですが、ヤードだ
けを作って、事業は別の者が行っているという事例もございまして、ヤ
ード設置者に対しても責務を設けていきたいということで、通報義務などを盛
りこんでいきたいと考えております。以上、いま千葉県内におけるヤードの
状況を何とか打破していきたいということで、条例という形で手続きを踏ん
でいきたいと考えております。今日、突然の御説明で恐縮ですけれども、何

か御意見いただければと思っているのが1点、それと昨日からですが、この素案については広くパブリックコメントという形で実施していることを併せて御報告させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【瀧 部会長】 ありがとうございます。このヤード設置適正化条例について何か御意見等ございましたらお願いします。

【小関委員】 確認させていただきたいのですけれども、対象になるのはこのヤードというもので、規模等は無関係ということでよろしいのでしょうか。

【森 副課長】 素案の中ではそこまで決めてはいませんが、規模等についても今後検討していきたいということは考えてございます。

【瀧 部会長】 ほかに何かございますか。私から1点、目的のところに「地下水保全」という文言は入れなくてよろしいでしょうか。素案の方には5番のところに書いてあるようですが。

【森 副課長】 目的のところは大きく書いてございますので、生活環境の保全上の支障と書いてございますけれども、地下水汚染も生活環境の一部ということで考えてございますので、いただいた御意見は検討させていただきますけれども、現段階ではこの形で考えていきたいと思っております。また条文におとす段階では、私どもだけではなく、条例の専門の政策法務という部門がありますので、そういった中でも意見を聴きながら、今日の瀧先生のいただいた意見も踏まえて検討させていただきたいと思います。

【瀧 部会長】 「地下水汚染」という言葉よりも「地下水保全」という言葉の方が、適切ではないかという気がしますが、御検討いただければと思います。ほかに、よろしいでしょうか。

よろしいですか。ではまたお気づきの点がございましたら、パブコメを実施している段階でございますので、御意見を述べることもできますので、お気づきの点がございましたら、事務局の方に直接、御連絡いただきたいと思います。では本日の案件、議題についてはだいたい済んだようですので、これで私の方の議事は終了したいと思います。皆さま御協力ありがとうございました。あとは事務局の方にお返しします。

【司会】 それでは、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして、千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会を終了いたします。

(了)